

〔撮影に関する注意事項等〕

横浜市開港記念会館

横浜市開港記念会館をご利用いただきありがとうございます。

会館の内外に関する撮影行為につきましては、以下にお示しする注意事項等をお守りいただくようお願いいたします。

- 1 横浜市開港記念会館は、国の重要文化財に指定されています。建物の外観、内観及び展示物等を破損させたり、傷をつけたり、汚さないよう注意してください。また、撮影にあたっては、重要文化財としての建物のイメージを損なわず、公序良俗に反しない内容となるようご注意ください。
- 2 横浜市開港記念会館は、中区の公会堂として使用されていますので、利用者の通行を遮断するなど、撮影が会議室利用者、見学者の妨げにならないようお願いいたします。
- 3 館内共有スペースにおける撮影時間は、可能な限り短時間（原則 1 時間以内）で済むようお願いいたします。
- 4 横浜市フィルムコミッションと関連のない撮影であって、会議室以外の共有スペースで撮影する場合は、午後 6 時以降に限りますので、ご注意ください。また、一時に集団での撮影は、他の利用者のご迷惑となる可能性がありますので、ご遠慮ください。
- 5 電気設備の持込使用については、事前に届出をしてください。当日の使用はケーブル等の引回し等、職員の指示に従い、利用者・見学者の妨げにならないようお願いいたします。
- 6 火気厳禁です。また、館内外、敷地内は禁煙です。
- 7 危険防止のため、公開されている以外の場所での撮影はできません。
- 8 撮影に起因する事故・トラブル等については、申請者に一切の責任を負っていただきます。
- 9 注意事項等が守られない場合は、直ちに撮影を中止させていただきます。また、次回以降のご利用をお断りすることがありますので、ご承知おきください。